



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ・ シ イ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 紀 雄  
コ ー ド 番 号 5 2 3 4 東 証 第 1 部  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 仁 田 峠 宏 司  
問 い 合 わ せ 先 電 話 番 号 0 4 4 - 2 2 3 - 4 7 5 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株式が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の実質株主及び第 13 条第 3 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 13 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 当社は、買収防衛策における対抗措置のひとつとして、必要で相当な範囲において新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様のご意思を可能な限り反映させることが望ましいと考えておりますが、取締役会設置会社においては、取締役会決議をもって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされております(会社法第 278 条第 3 項)。当社が買収防衛策としての新株予約権の無償割当てを行う場合には、取締役会決議により行うほか、株主総会決議または株主総会決議による委任に基づく取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 14 条を新設するものであります。
- (4) 当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の導入を決議いたしました。本対応方針は同日付で効力が生じておりますが、本対応方針に則り、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に、当社株式の大規

模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続及び廃止を株主総会の決議により行うことが可能となるよう、変更案第 20 条を新設するものであります。

(5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）予定

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）予定

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下の同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>第11条～第12条 (記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

<p>簿管理人に委託し、当社において は取り扱わない。</p> <p>第 14 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会 第 15 条～第 19 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 20 条～第 42 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>(新株予約権無償割当に関する事項の決定)</u></p> <p>第 14 条 当社は、取締役会の決議によるほ か、株主総会の決議または株主総会の 決議による委任に基づく取締役会の 決議により、<u>新株予約権無償割当に関 する事項を決定することができる。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会 第 15 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p>第 20 条 株主総会においては、法令または本 定款に別段の定めのある事項をその 決議により定めるほか、当社株式の大 規模買付行為に関する対応策(買収防 衛策)の導入、変更、継続および廃止 に関する決議を行うことができる。</p> <p>第 21 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成お よび備置きその他の株券喪失登録簿 に関する事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当社においては取り扱 わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日 をもって前条および本条を削るもの とする。</p>
---	--